

学校安全（総論）

東京学芸大学教授 渡邊 正樹



独立行政法人教職員支援機構

学校安全

学校安全

学校安全の意義

安全な社会を実現することは、すべての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。

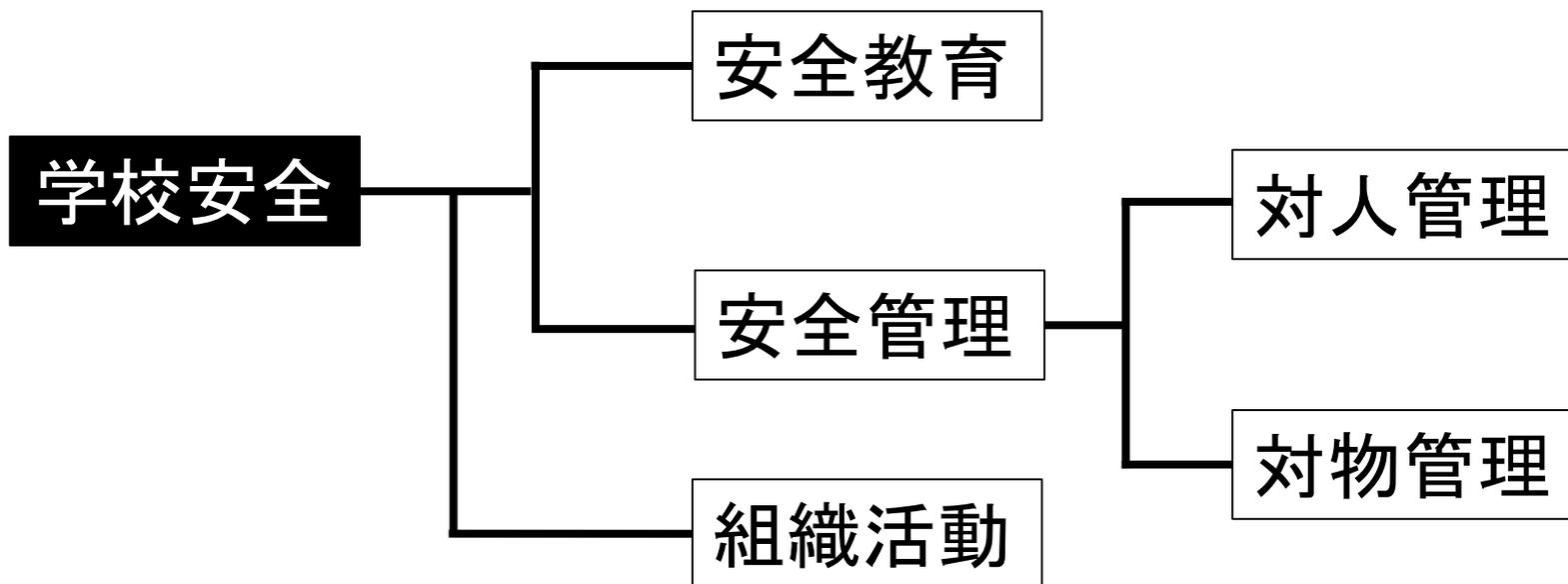
安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 より

学校安全

学校安全の構造



学校安全

学校保健安全法 第二十七条 学校安全計画の策定等

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、**当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項**について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全

安全管理

対人管理：児童生徒等の心身状態の管理及び
様々な生活や行動の管理

対物管理：学校の環境の管理

学校安全

学校保健安全法 第二十八条 学校環境の安全の確保

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

安全点検の種類と対象

安全点検の種類と対象

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

安全点検の種類と対象



周囲に防護柵が設置された天窗



滑り降りることができないように
突起を設けた側壁

文部科学省

「学校施設における事故防止の留意点について」(2009)

安全点検の種類と対象



窓に設置された手すり



開口幅が制限された片開き窓
開くときに、身を乗り出して
転落しないよう手すりも設置
(二重に配慮されている)

文部科学省

「学校施設における事故防止の留意点について」(2009)

安全教育

安全教育

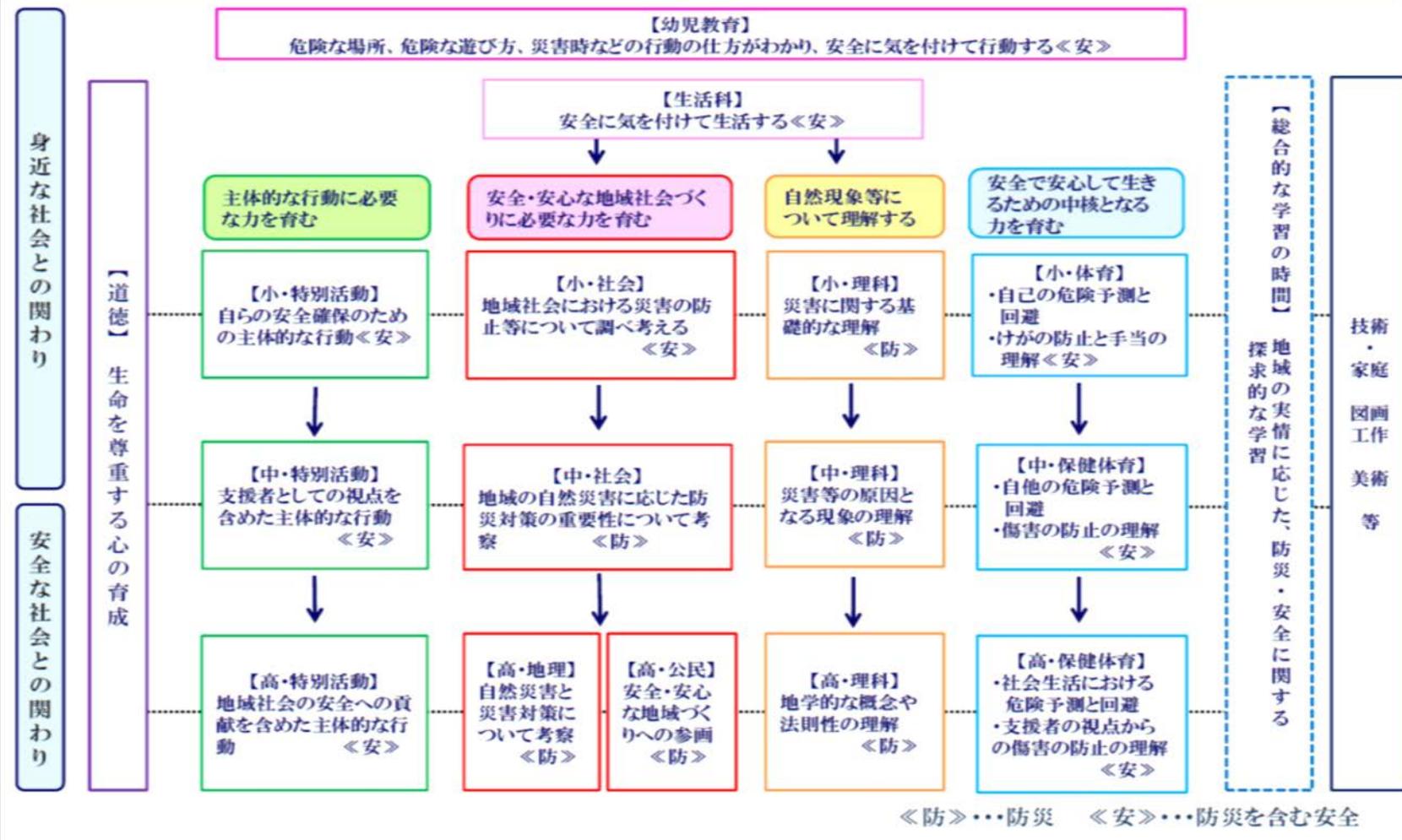
安全に関する指導は、
体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，
各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の
時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に
行うよう努めること。

小学校学習指導要領総則（2017）より

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） 平成28年12月

防災を含む安全に関する教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成



安全教育

【安全に関する資質・能力】

(知識・技能)

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたたりする態度を身に付けていること。

学校安全の3領域

学校安全の3領域

- 「生活安全」
- 「交通安全」
- 「災害安全（防災）」

学校安全の3領域

生活安全の内容

- ア 学校（園）生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険の理解と安全確保
- イ 児童（生徒）会活動やクラブ活動等における危険の理解と安全確保
- ウ 運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事における危険の理解と安全確保
- エ 遠足・旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等学校行事における危険の理解と安全確保
- オ 始業前や放課後等休憩時間及び清掃時間等における危険の理解と安全確保

学校安全の3領域

生活安全の内容（続き）

- カ 登下校（園）や家庭生活などにおける危険と安全確保
- キ 野外活動等における危険の理解と安全確保
- ク 事故発生時の通報と応急手当
- ケ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- コ 携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性
- サ 施設・設備の状態の把握と安全な環境づくり

学校安全の3領域

交通安全の内容

- ア 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 交通機関利用時の安全な行動
- エ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- オ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- カ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- キ 交通法規の正しい理解と遵守
- ク 運転者の義務と責任についての理解
- ケ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- コ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

学校安全の3領域

災害安全の内容

- ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- エ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- カ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- キ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ク 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ケ 災害時における心のケア

危險等發生時対処要領

危険等発生時対処要領

学校保健安全法 第二十九条 危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「**危険等発生時対処要領**」という。）を作成するものとする。

危険等発生時対処要領

子供たちの命を守るために

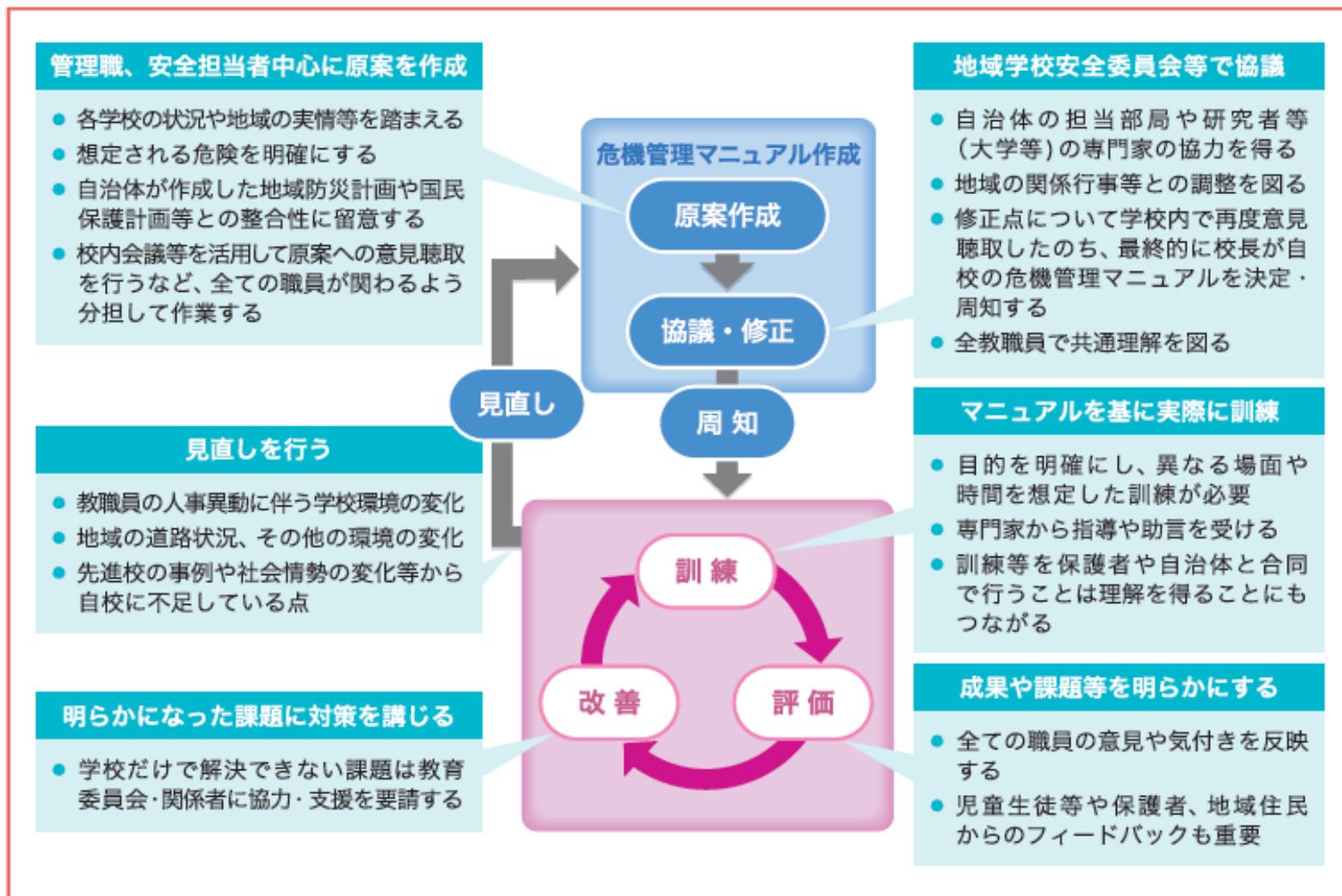


学校の危機管理マニュアル 作成の手引



危険等発生時対処要領

<危機管理マニュアル作成・見直しの手順例>



今後の学校安全が目指すべき姿

今後の学校安全が目指すべき姿

第2次学校安全の推進に関する計画 平成29年3月

- I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題
- II 今後の学校安全の推進の方向性
 1. 目指すべき姿
 2. 施策目標
- III 学校安全を推進するための方策
 1. 学校安全に関する組織的取組の推進
 2. 安全に関する教育の充実方策
 3. 学校の施設及び設備の整備充実
 4. 学校安全に関するPDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止
 5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

今後の学校安全が目指すべき姿

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する
資質・能力を身に付けることを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、
死亡事故の発生件数については限りなくゼロと
することを旨すとともに、
負傷・疾病の発生率については障害や重度の
負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを
目指す。

今後の学校安全が目指すべき姿

学校事故対応に関する指針 平成28年3月31日

- 1 事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組
- 2 事故発生後の取組
 - 2-1 事故発生直後の取組
 - 2-2 初期対応時（事故発生直後～事故後 1 週間程度）の取組
 - 2-3 初期対応終了後の取組
- 3 調査の実施
 - 3-1 調査の目的及び目標
 - 3-2 学校による基本調査の実施
 - 3-3 詳細調査への移行の判断
 - 3-4 詳細調査の実施
- 4 再発防止策の策定・実施
- 5 被害児童生徒等の保護者への支援

今後の学校安全が目指すべき姿

学校事故対応における課題

学校管理下において、事件・事故災害が発生した際、学校及び学校の設置者は迅速かつ適切な対応が必要である。具体的には発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒に対する心のケアや保護者への十分な説明など各種の対応が含まれるが、十分でない」と指摘される場合がある。

「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議設置要綱

今後の学校安全が目指すべき姿

文部科学省・学校安全ポータルサイト



MEXT
文部科学省
×
学校安全
School Safety

都道府県・政令市教育委員会作成資料

都道府県・政令市教育委員会が作成している防災教育をはじめとした安全教育に関する資料、副読本、リーフレットなどを紹介します。

> 都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

What's New 新着情報

6月
1
2016

今月のニュース「平成28年6月号」を掲載しました。

4月
1

学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」へようこそ！！



文部科学省作成資料取組・事業

これまでに作成した副読本やリーフレット、現在実施している事業・取組を紹介。



今月のニュース

学校安全に関する全国の取組や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。

学校安全（総論）

東京学芸大学教授 渡邊 正樹



独立行政法人教職員支援機構